

川口市電子契約サービス利用契約
仕様書

1 件名

川口市電子契約サービス利用契約

2 目的

契約事務の締結において、クラウド上の電子契約サービス（以下「サービス」という。）を導入・利用することにより、契約事務のデジタル化及び川口市と契約の相手方双方の利便性向上と業務効率化を図ることを目的とする。

3 履行期間

(1) サービス導入支援業務

契約締結の日から導入支援業務完了日まで（曜日、祝日関係なく24時間）

(2) サービス提供業務及び保守業務

令和8年1月5日（予定）から令和10年3月31日まで

4 サービス内容・要件

(1) サービス導入支援業務

ア 契約締結後、直ちにサービスの詳細説明を行い、アカウントや本市の運用を加味した操作手順等使用方法が分かるマニュアル等を作成し、提供すること。また、改正が必要な例規等について洗い出し、提案等を行うこと。

イ 令和8年1月（予定）のサービスの運用開始時と同等の環境を事前に整備するとともに、サービスを利用するために必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、業者情報等）の準備に関する説明を行うこと。

ウ 契約締結後に、川口市の求めに応じて川口市庁内向けと民間事業者向けに複数回操作説明会を開催することとする。なお、web説明会やeラーニング、動画の利用も可能とする。

(2) サービス提供業務

ア 川口市及び契約の相手方が合意した契約書を電子化したもの（以下「電子契約書」という。）に、サービス提供事業者自身の電子署名及びタイムスタンプを付与することにより川口市及び契約の相手方が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境の提供及び保守対応を実施すること。

イ 電子契約書の保管管理を行い、川口市が求めるときはサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下「契約書データ」という。）を一括で提供するこ

と。

ウ 次の①及び②に掲げる場合には、事前に川口市に周知をした上で、クラウド上に保存されているすべての契約書データをサービス提供事業者と川口市との間で合意した方法により返却すること。

①サービス運用期間終了後。ただし、令和10年度以降、サービス提供事業者と同一のサービス提供事業者が同様のサービス提供業務を行うことについて、川口市と契約する場合はこの限りでない。

②川口市とサービス提供事業者との間の電子契約サービス利用契約が解除された場合。

エ 毎月の利用実績を報告すること。

オ サービスに関する法令の改正等が生じた場合、契約関係法令等の調査（法的解釈、その他川口市が求める内容の調査報告）を行うこと。

(3) その他

上記(1)及び(2)に定めるもの以外で、新たに川口市から追加の対策を求めるものについては、適宜、両方で協議し決定すること。

5 業務の基本要件

- (1) 地方自治体や官公庁において導入実績のあるWebブラウザで利用できるサービスとし、データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とすること。
- (2) 本サービスにおいて、契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。
- (3) 川口市及び契約の相手方が合意し電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に、サービス提供事業者自身の電子署名及びタイムスタンプを付与することにより、川口市及び契約の相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できるなど、電子契約を行う上で必要とされる機能を提供できること。
- (4) サービスで使用する電子署名はタイムスタンプにより契約締結から最低10年有効性を検証できること。
- (5) 電子署名については、Adobe社製の無償でダウンロードできるPDF閲覧ソフトウェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを閲覧して、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。
- (6) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名に該当するものとして回答されていること。
- (7) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替する

ものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。

- (8) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。
- (9) 電子契約書を保管管理するクラウドにおいて、セキュリティ対策が講じられていること。また、通信経路全般においてSSL/TLS等の暗号化がされていること。
- (10) 提供するサービスが、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開しているLGWAN-ASPサービスリストに掲載されていること。
- (11) インターネット環境で利用できるサービスであること。また、川口市側は総合行政ネットワーク（LGWAN）環境で利用できるサービスであること。
- (12) 無害化处理及び通信上の制限など地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が定めるLGWAN-ASP接続約款等の制約により、ダウンロードした際に契約書データに付与された電子署名が破損しないこと。
- (13) 契約の相手方の操作においては、サービスにアカウントの登録をすることなく契約締結に必要な操作が行えること。また、川口市がアカウントを有していれば、契約の相手方は無償で利用できること。
- (14) サービスは、メンテナンスの場合を除き24時間365日利用できること。
- (15) 川口市がクラウドへ契約書をアップロードする際は、予め登録した承認者を経由しないとアップロードできない又は契約の相手方へ送信ができない設定が可能であること。なお、その他方法で内部統制機能の設定が可能な場合はこの限りではない。
- (16) 1つの契約に係るアップロードファイルの容量は、50MB以上を確保すること。
- (17) アカウント内で部署ごとの文書フォルダ及びユーザーグループを作成し、閲覧権限の設定が可能であること。
- (18) 契約の相手方の情報（事業者名・担当者名・メールアドレス）を登録することができるアドレス帳の機能を有すること。
- (19) サービスを利用するユーザーの操作ログを記録し、管理者権限を持つユーザーが操作ログを閲覧できること。また、操作ログ及びアクセスログは1年以上保管すること。
- (20) 契約件名、契約の相手方の名称、契約締結日、契約担当所属等の属性により検索が容易にでき、かつ一覧表示ができること。
- (21) 複数の電子ファイルを契約単位でZIP等で圧縮し、一括ダウンロードできること。
- (22) 本契約期間終了後においても、契約締結から10年間（格納されている契約書データの証明書の有効期間）は、契約書データを電子署名が有効な状態のままで川口市に返却することができること。
- (23) 本契約期間中に認証方式や認証局の変更があった場合、川口市の費用並びに作業負担なく継続的なサービスを提供すること。

(24) サービス導入後の利用課所の拡充も見据えて、処分通知等への対応も可能であること。

6 動作環境

OS・ブラウザについては、以下の環境へ対応すること。また、できる限り多くのOS・ブラウザに対応することとし、契約期間中におけるバージョンアップ、新OSへの対応も無償で行うこと。

区分	要件
PC (OS)	Windows11以降
PC (ブラウザ)	Microsoft Edge(chromium版)又はGoogle Chrome
スマートフォン (OS)	iOS、Android ※契約の相手方の利用を想定
スマートフォン (ブラウザ)	Safari、Google Chrome ※契約の相手方の利用を想定
その他	原則として、Webブラウザのみで利用可能とし、特別なアプリケーションのインストールを要しないこと。

7 運用に関する要件

- (1) 本サービスへのログイン時にID及びパスワードによる認証を行うことができ、利用者ごとに権限の設定が可能であること。
- (2) 川口市が権限の設定情報を登録及び修正できること。
- (3) 本サービスの利用者の数（アカウント数）に上限がないこと。
- (4) アドレス帳機能について、登録者数に上限がないこと。
- (5) クラウド上に保存したデータを日次でバックアップすること。
- (6) メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、事前に本市に連絡すること。

8 保守に関する要件

- (1) 障害発生時及び情報漏えいインシデント発生時、影響が最小限で収まるよう適切なアドバイスやサポートを実施すること。
- (2) 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに川口市に報告するとともに、障害解消後に発生時からの対応状況をまとめた報告書を川口市へ提出すること。
- (3) 川口市の職員及び契約の相手方の従業員等からの操作等に関する問い合わせ等（クラウド等の使用に必要な技術や知識を習得するための問い合わせを含む。）に対応し

た次の方法によるヘルプデスクを利用できること。

- ・チャットサポート対応
- ・メール対応
- ・電話対応

さらに、川口市の職員からの問い合わせを受ける担当者を選任し、電話やメール等による対応を行うこと。問い合わせの対応は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにおいて少なくとも6時間以上受付可能なこと。

(4) 本サービスの運用に関して、川口市の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

9 セキュリティに関する要件

- (1) 提供するサービスのデータセンターは国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置が講じられていること。
- (2) 情報漏えい及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。
- (3) 情報セキュリティ管理・運用の基準となる、ISO/IEC 27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証取得、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストへの登録、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定、SOC2報告書（Service Organization Control Report）のうち2つ以上取得していることにより、サービス及びサービス提供事業者の信頼性が確認できること。
- (4) クラウドサービスの利用を通じて川口市が取り扱う情報について、サービス提供事業者はその目的以外に利用してはならない。
- (5) 川口市情報セキュリティポリシーに準拠し、情報セキュリティを確保すること（再委託先を含む。）。

川口市情報セキュリティポリシー参照URL

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/10563.html

- (6) サービス提供事業者の故意または過失により個人情報流出等のセキュリティインシデントが発生し、損害が生じた場合には、賠償等の責任を負うこと。
- (7) 川口市はサービス提供事業者に必要な情報を提供するものとする。
- (8) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (9) サービス提供事業者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに川口市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (10) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に川口市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (11) サービス提供事業者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、川口市の承諾を得た場

合についてはこの限りでない。

(12) 本業務の一部を再委託するときは、再委託した本事業に伴う当該第三者の行為について、サービス提供事業者は全ての責任を負うものとする。

(13) 再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を川口市に提供すること。

(14) 天災、事故ならびにサービス提供事業者の故意、過失によらない損害が物件に生じた場合、物件の補充方法は川口市とサービス提供事業者双方で協議し、誠意を持って対応することとする。

1 0 費用の支払い方法

サービス利用料（導入に係る費用を含む。）については、初年度一括払いとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1 1 次期サービスへの移行支援

契約満了などにより本業務により導入したサービスの提供を終了する場合は、川口市と協議の上、本システムから次期サービスに移行する際、次期サービス提供事業者に対して、データ移行支援等の必要な支援作業を行い、業務及びサービスの円滑な移行に寄与すること。これらのデータ移行に係る業務は、サービス利用契約の範囲内で全て対応すること。

1 2 その他事項

(1) サービス提供事業者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、本サービスの導入及び利用にあたり、サービス提供事業者が「企画提案書」等により提案した事項及び社会通念に照らし、本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、すべてサービス提供事業者の負担で実施するものとする。

(3) サービスが利用不能となり、回復する見込みがないときは、契約を解除してサービス提供事業者に損害を賠償させることができるものとする。

(4) 送信料及び電子証明書利用料等、サービスの利用に必要な費用はすべて見積金額に含めるものとする。

(5) 1 2 (2)の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、川口市及びサービス提供事業者双方が協議の上、決定するものとする。

(6) サービス終了時は、サービス提供事業者は川口市に事前に告知し、サービスで取り

扱った情報やアカウントなどの廃棄等も含めた移行計画書や終了計画書を川口市と合意の上、作成する。

- (7) 仕様書とサービス提供事業者の利用規約において異なる定めがある場合は、仕様書の定めを優先するものとする。